

重要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（国交省）

大規模建築物の省エネ基準の適合義務化等の建築物省エネ法の規制措置については、来月（平成29年4月1日）より施行することとしております。

この施行に関して、平成29年3月15日付けで、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」が国交省より所管行政庁等宛てに発出してありますので、皆様へ周知させていただきます。

詳細に関しましては、本会HPをご覧ください。

重要

アルコーブに設置する燃料電池発電設備の取扱い等について（東京消防庁）

今般、一定の条件を満たす燃料電池発電設備を、共同住宅のアルコーブに設置する場合の取扱い等を別記のとおりとし、本年4月1日から運用を開始することとしました。

経緯：燃料電池発電設備に対しては、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号以下「条例」という。）第8条の3及び東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（平成3年8月1日予第778号予防部長依命通達）第13に規定する予防事務審査・検査基準、第3章、第2節、第12燃料電池発電設備（以下「運用基準」という）において、火災予防の観点からその位置、構造及び管理の基準が規定されています。共同住宅のアルコーブに設置する燃料電池発電設備については、排気による空気汚染等を考慮し、設置位置を限定するよう運用基準を設けています。

今般、燃料電池発電設備及び設置位置の構造が一定の条件を満足すれば、空気汚染等の問題がなく、一部緩和できることが確認できたことから、運用基準を一部変更しました。

また、燃料電池発電設備を複数設置する場合の出力の算定要領を明確にしました。

以下、詳細に関しましては、本会のHPをご覧ください。

協会会員の皆様へ

◎ 変更・廃業手続きのトラブル防止

- ・事務所登録センターには登録事項変更（廃業）届 ⇒ 2つの届けを出して初めて完了です！
- ・事務所協会には正会員事項変更（退会）届

※ 事務所登録センターの廃業届けだけでは、月会費が発生し続けますので、ご注意ください。

変更・廃業の際は、登録センターへの届出と共に、当協会ホームページより「正会員事項変更届・退会届」をダウンロードし、所属支部に提出してください。協会の変更・退会届だけでは、建築士事務所登録の変更・廃業はできません。必ず両方へ提出してください。

◎ TAAF ニュースの送信について（FAX 受信の方へ）

「メールマガジン（要登録）やHPで見ます。」というメールが続々届きました。今後FAXで送付を希望されない方は、下記まで「FAX 不要」とお知らせいただけますか？

jimu20@taaf.or.jp 担当 加登（カトウ）

平成 29 年度 **管理建築士講習のご案内**

会場コード	講習日	会場名	※定員	締め切り
2F-01	(H29) 5月23日(火)	東京都建築士事務所協会会議室	70	5月 9日消印
2F-02	(H29) 8月24日(木)	東京都建築士事務所協会会議室	70	8月 4日消印
2F-03	(H29) 11月22日(水)	東京都建築士事務所協会会議室	70	11月 2日消印
2F-04	(H30) 3月20日(火)	東京都建築士事務所協会会議室	70	2月28日消印

※ 受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。

平成 29 年度 **建築士定期講習のご案内**

会場コード	講習日	会場名	※定員	締め切り
2F-51	(H29) 5月31日(水)	あいおいニッセイ同和損保新宿ホール	250	5月 12日消印
2F-52	(H29) 7月27日(木)	あいおいニッセイ同和損保新宿ホール	250	6月 30日消印
2F-53	(H29) 10月13日(金)	ベルサール西新宿	150	9月 15日消印
★2F-54	(H29) 12月 1日(金)	★(立川)トヨタドライビングスクール東京	100	11月 2日消印
2F-55	(H30) 3月 9日(金)	あいおいニッセイ同和損保新宿ホール	250	2月 9日消印

※ 受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。

申込方法上記講習共通

- ◎受講申込書は、窓口にて配布もしくは、HPからダウンロードしてください。
- ◎本会へ簡易書留郵便にて申してください（本会への持参は受付不可）
- ◎受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。
- ◎受講申込書の記入方法等は、受講申込書付属の受講要領をご参照ください。
- ★印は、多摩地区開催です。

青年部会主催 春のBBQ大会

青年部会では、BBQ大会（交流会）を開催することになりました。

多くの方に参加いただき、賑やかで楽しいひとときになればと思います。皆様お誘い合せの上、お申込ください。

- ◇日時 平成29年5月11日(木) 18時～20時
- ◇会場 京王フローラルガーデン アンジェ
- ◇参加費 1名 4,000円（事務所協会会員・家族も可 / 事務所所員）

※ 詳細は、HPをご覧ください。



お知らせ

第90回 定時総会

6月28日(水) 新宿京王プラザホテルにて、開催します。

お忙しいことと存じますが、ご予定をお願いします。

開催時間のご案内通知と

総会の議案書は、6月中旬に正会員の皆様宛に郵送いたします。



一般社団法人
東京都建築士事務所協会
Tokyo Association of Architectural Firms

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3階
協会事務局 TEL 03-3203-2601 FAX 03-3203-2602
登録センター TEL 03-5272-1069 FAX 03-5272-1071
支援協会 TEL 03-6228-0571 FAX 03-6228-0572